

隣保館利用の案内

隣保館の設置目的

古河市隣保館は生活環境の安定向上を図る必要がある地域、及びその周辺に対して同和問題のすみやかな解決を目指し、各種相談事業や交流会を実施します。

開館時間

隣保館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までです。ただし、変更になる場合は、事前に受付窓口、HP等で周知いたします。

休館日

1. 休館日は、1月1日から1月3日まで、及び12月29日から12月31日までです。
2. 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に開館、または休館することがあります。その場合は、事前に受付窓口、HP等で周知いたします。

利用の申請

隣保館を利用しようとする方は、利用しようとする日の5日前までの間に隣保館利用許可申請書を隣保館窓口にて提出してください。

隣保館内部規定により、上記隣保館設置目的を達成するため、利用申請の取り扱いを次のとおりとします。

(注: 夜間及び土・日・祝日は館職員が不在のため、仮予約のみの受付となり、後日、職員より連絡いたします。)

- (1) 周辺自治会
利用しようとする日の2か月前の1日からの予約を可とし、利用申請書を5日前までの間に提出。
例: 5/20利用⇒3/1からの先行予約が可能
- (2) 周辺地域の団体・自主グループ(登録済み)
利用しようとする日の1か月前の1日からの予約を可とし、利用申請書を5日前までの間に提出。
例: 5/20利用⇒4/1からの先行予約が可能
- (3) 一般団体・グループ等
利用しようとする日の30日前までの予約を可とし、利用申請書を5日前までの間に提出。
例: 5/20利用⇒4/20から予約が可能

利用の決定等

1. 利用申請を受けたときは、速やかに利用の可否を決定し、その旨を申請者に通知します。
2. 許可の可否を決定したときは、申請者に隣保館利用決定書を交付いたします。
3. 選挙に関連する使用許可は、公職選挙法及び古河市個人演説会等規程に基づくものとします。

利用の許可順位

利用の許可は、申請書提出の順序によります。この場合において、申し込みが同時のときは、申請者間の協議又は抽選により決定いたします。

使用料

隣保館の使用料は、四小学区内の利用者については無料です。
また、小中学校の活動に関連する利用についても無料です。(校長等教職員が申請者の場合)
ただし、隣保館の目的以外の利用やその他状況により、別表に定める額の使用料を徴収する場合があります。

※目的以外の利用例: 物品の販売や寄付の募集、入場料を徴収して施設利用をする場合 他

時間別 部屋別	午前8時30分から 午前0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	(別表)		
生活改善室A	500	500	760
生活改善室B	500	500	760
調理講習室	500	500	760
会議室A(ステージ付)	2,030	2,030	3,050
会議室B(ステージ無)	1,520	1,520	2,240

※ 会議室A・Bを一体として利用する場合の金額は、A・Bの合算した金額とする。

利用の制限等

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、隣保館の利用を許可しません。

- (1) 館内の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び付属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

「古河市隣保館管理運営規則」をもとに作成
古河市隣保館